

平成30年度

特別警報や警報等発令時の登下校等について

特別警報や警報(暴風警報, 大雨警報, 洪水警報, 大雪警報, 暴風雪警報)発令時における登校及び休業についての原則は以下の通りとします。

1 児童が登校する前に、特別警報や警報が発令されている場合

- (ア) 警報が解除されるまで、**自宅待機**をさせてください。
(イ) **午前6時00分**までに解除されたら、**平常通り登校**させてください。

※(イ)の場合でも、道路の損壊や橋の流失、家屋・樹木の倒壊等で危険な場合は、登校しなくてもよいです。(状況を学校に連絡してください。)

- (ウ) **午前10時00分**までに解除になった場合は、**解除後2時間後をめぐりに始業**します。その際は、学校から「**あんしんネット**」を使って連絡します。

※(ウ)の場合でも、道路の損壊や橋の流失、家屋・樹木の倒壊等で危険な場合は、登校しなくてもよいです。(状況を学校に連絡してください。)

※バス通学者の乗車するバス・乗車時刻については「あんしんネット」を使って連絡します。

※給食なしの場合は、「簡易給食」や「午後早めの下校」になる場合があります。

- (エ) **午前10時00分**までに解除されなかった場合は、**休業**とします。その際は、学校から「**あんしんネット**」を使って連絡します。

2 児童が登校してから、特別警報や警報が発令された場合(児童が学校にいる場合)

- (ア) 学校に待機させます。原則、帰宅させるのは警報解除後とします。
(イ) 警報解除後の児童の下校は、**保護者への引渡し**を原則とします。しかし、状況によっては、安全を確認した上で、次のような対応で帰宅させる場合もあります。
・バス通学者は、バスで下校させます。
・徒歩通学者は、教職員が危険が予想される場所で立哨指導し、見守り下校させます。
(ウ) 警報の発令が予想される場合は、気象状況、道路・交通の状況等を総合的に判断して、児童を安全に帰し得ると認められたときは、授業を中止して速やかに下校させます。下校の仕方は、上記(イ)の場合に準じます。

(場合によっては、給食が食べられない時もあります。)

※上記(ア)～(ウ)のいずれの場合も、必要に応じて「あんしんネット」で連絡します。保護者への引渡し等で迎えが必要な場合は、学校から連絡いたします。

3 各種の気象注意報・竜巻注意情報、土砂災害警戒情報等の発令の場合

美山地区の地形の特性や状況を考慮し、学校において適切と思われる措置をとります。

4 その他

- ・授業打ち切り等の処置をとる際、児童の安全を最優先し、給食については考慮しません。
- ・翌日の休業等が予想される場合は、前日に給食の中止を決定する場合があります。その場合、登校することになったときには、「簡易給食」や「弁当持参」になったりします。